

議案第 1 号

野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年8月31日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

野田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年野田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第3 災害応急作業等手当の項中「2, 160円」を「2, 880円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の野田市一般職の職員の給与に関する条例別表第3の規定は、令和8年8月24日以後に従事した災害に係る応急作業等に係る特殊勤務手当について適用し、同日前に従事した災害に係る応急作業等に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

提案理由

人事院規則の一部改正を考慮し、災害応急作業等手当の上限額を引き上げようとするものである。

参考資料

野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年野田市条例第 32 号）

改 正 案			現 行		
別表第 3(第 12 条) 特殊勤務手当表			別表第 3(第 12 条) 特殊勤務手当表		
種類	支給要件	手当の額	種類	支給要件	手当の額
(略)			(略)		
災害応急作業等手当	国若しくは地方公共団体の要請に基づき、本市の区域外に派遣され行う災害に係る応急作業等又は国、地方公共団体等の職員が本市に派遣される場合に行う災害に係る応急作業等に従事した職員	日額 2,880 円の範囲内で市長が定める額	災害応急作業等手当	国若しくは地方公共団体の要請に基づき、本市の区域外に派遣され行う災害に係る応急作業等又は国、地方公共団体等の職員が本市に派遣される場合に行う災害に係る応急作業等に従事した職員	日額 2,160 円の範囲内で市長が定める額
(略)			(略)		